

アメリカにおける企業の州・地方税負担

State-by-state Comparison of State and Local Business Taxes in the United States

前田高志

In the United States, state and local business tax policy is one of the important strategies to attract new investment and to retain and expand employment. This paper provides a state-by-state comparison of the business tax liabilities to show the competitiveness of state and local business taxes. The analysis focuses on two business burden indicators, the total effective business tax rate and tax-benefit ratio.

Takashi Maeda

JEL : H24, H25, H71

キーワード : 企業課税、企業の州・地方税負担、企業税実効税率、競争力

Keywords : business taxes, business burden of state and local taxes, total effective business tax rate, competitiveness

1 本稿の目的

アメリカでは企業立地を含め地域経済のさまざまな局面で州が相互に厳しい競合関係にある。グローバル化が進む中であっても、アメリカにおける企業や雇用の移転は、国内から海外へのシフトというよりも国内でのリロケーションが多い。少し古いが労働省が2007年に行った調査によれば、調査対象となった雇用シフトの6割強が国内で行われ、国外への流出は4割弱であった¹⁾。

国内における企業の立地選択においては、個々の州での良質な労働力の有無やインフラの整備状況、原材料調達の問題、医療制度、教育環境などとともに、州や州内の地方公共団体の税制や租税政策が重要な影響を及ぼす。多くの企業

1) U.S. Department of Labor (2007) 参照。

が州・地方税負担に関心を払っていることは、例えば、イリノイ州においてブラゴジェビッチ知事（民主党、2003-09 年）が総収入税の導入を提案した際には州議会が法案を否決するまで、同州への投資が大幅に停滞したことにも現れている²⁾。また、2005 年にカリフォルニア州に本社を置く半導体メーカーのインテル（Intel Corporation）は法人所得税の優遇措置があることを主たる理由としてアリゾナ州に数十億ドルを投資して生産拠点を新設した。さらに 2010 年、軍需・輸送機器メーカーのノースロップ・グラマン（Northrop Grumman Corporation）は、やはり税制面での条件から本社をメリーランド州からバージニア州に移転させている。無論、国内でも税制のみで企業立地が決定されるわけではないが、他の条件が同等であれば、あるいは劣った条件を補えるほどの税制上の利点があれば、州・地方税は州間競争において重要な意味を有する。

なお、州政府は税制全体の抜本的な見直しを行って税制面からの事業環境の強化を行うのではなく、特定の業種等を対象とした優遇措置を講じて企業の立地促進を図る傾向が強い（加えて進出企業に補助金の交付がなされることも多い）。しかし、こうした手法による企業誘致においては、わが国でも問題になってきたように、州税や地方税の減免を講じた企業が業績の悪化等によって撤退をするリスクも小さくない。例えば、PC メーカーのデル（Dell Inc.）は 2004 年にノースカロライナ州から 2 億 8,000 万ドル規模の州税・地方税減免や工場へのアクセス道路の整備等の優遇措置を受け³⁾、同州のウィンストン・セーラムに 1 億ドルを投じてデスクトップ PC 工場を新設し、5 年以内に 1,500 人分の雇用を創出することを公表した。しかし、同社はその後の景気の悪化やパソコン需要の低迷のなかで事業合理化、コスト削減のためとして、2009 年 10 月に同工場の閉鎖と従業員 900 人の解雇を発表し、翌 2010 年 1 月に撤退している⁴⁾。

いずれにせよ州・地方税制が企業の立地や誘致において重要な意味を有し、

2) Drenkard, Scott & Joseph Henschman (2013), p.3.

3) デル社工場の誘致をめぐることは、特定の私企業への公的資金を使つての優遇が州憲法に違反するのではないか等の批判も強かった。

4) Mondine (2009)、参照。

各州とも他州との競争を念頭に租税制度のあり方を検討している。そうした取組みの詳細については別の機会に論ずるとして、本稿では現行の制度の結果としての企業の州・地方税負担の現状について概観したい。とりわけここでは州・地方税の税収構造における企業負担への依存と、州内総生産に対する企業課税の税収で測った企業の負担水準に着目し、その実態をみていくことにする。

アメリカの州税協議会 (The Council On State Taxation : 以下、COST と略す) は、2002 年より毎年、Ernst & Young LLP と共同で、全米 50 州とワシントン DC における企業の州・地方税負担の実態調査の結果を、報告書 *Total State and Local Business Taxes* として公表している。この調査報告書では、各年度の、各州における企業の税負担と、景気変動の税収への影響が明らかにされているが、本稿ではこの調査報告書の 2012 年度版、*Total State and Local Business Taxes: State-by-state Estimates for Fiscal Year 2012* (以下、EY and COST (2012) と記す) のデータをもとに現状分析を行うことにする。

なお、ここで企業が負担するとされている州税、地方税は、企業資産の財産税、企業が購入する財・サービスに係る売上税・個別消費税、総収入税、法人所得税、フランチャイズ・タックス、失業保険税、パス・スルー税、その他、企業に法定納税義務がある州・地方税である。

2 企業の州・地方税負担の概要

まず、企業の州・地方税負担の全体像をみておきたい。州・地方の企業課税の 2012 年度の税収総額は表 1 に示すように約 6,490 億ドルであった。また、企業課税の税収の最近の動きについては、2009 年度が 3.4% の、2010 年度が 1.1% のそれぞれ減収であったのが、2011 年度には 5.7% の増収、2012 年度にも 3.9% の増収 (州税 5.8%、地方税 1.7% の増) となっている。

個々の州・地方税の 2012 年度の負担状況については表 1 の通りであるが、企業資産に係る財産税の負担額は前年度とほぼ同じ 2,287 億ドルで (対前年度 0.1% 増)、州・地方税企業負担全体の 35.3% と、最も大きな割合を占めている。次に、企業の仕入れや設備装置等の購入時に負担する売上税の負担額は

1,374 億ドル、企業負担全体の 21.2%で、対前年度 3.1%の増であった。企業の負担額として 3 番目に大きいのは法人所得税で（全体の 7.6%）、負担総額は 492 億ドルであるが、財産税と同じく前年度とほぼ同額（0.1%増）となっている。なお、2012 年度にはイリノイ州の法人所得税の税率引上げと、ミシガン州における事業税（Michigan Business Tax, MBT）廃止と法人所得税（税率 6%）の導入という大きな改正があった。最後に、パス・スルー事業への州・地方の個人所得税は税収総額が 341 億ドル（対前年度 13.7%増）で州・企業税の 5.3%である。

同じく表 1 で州税と地方税に分けて 2012 年度の企業の税負担額をみると、州税の企業負担は 3,514 億ドル（州税全体の 54%）、地方税のそれは 2,973 億ドル（同 46%）であった。州税では売上税の企業負担分が全体の 3 割を占め（1,050 億ドル）、失業保険税 484 億ドル、法人所得税 422 億ドルがそれぞれ全体の 14%、12%と大きな負担となっている。地方税については企業負担の大部分は財産税で、その税収 2,192 億ドルは企業の地方税負担全体の 4 分の 3 を占める。財産税に次に税収が多いのは売上税であるが、その税収 323 億ドルは企業負担全体の 1 割程度にすぎない。また、法人所得税は州・地方税合わせて 492 億ドルで、うち 422 億ドルが州税であるから、地方の法人所得税はわずか 70 億ドル（全体の約 2%）であり、地方税では法人所得課税への依存が極めて低いことを示している。

次に、表 2 で州・地方税の長期的な動きをみると、税収規模は対 GDP 比で 2000 年度の 3.7%から 2006 年度以降は 4%を超え、やや上昇しているが、2012 年度が 4.0%であるので大きく変化したとはいえない。州・地方税収全体に占める企業負担分の割合も 2000 年度が 44.2%でその後やや上昇し、2007～11 年度に 47%近傍で推移したが、2012 年度で 45.2%とやはり大きな変化はない。

企業課税の個々の税目の構成比の動向については、最も大きな割合を占める財産税は 2009～10 年度に 4 割弱にまでウェイトを高めるが、2000 年度が 35.5%で 2012 年度が 35.2%であるから 10 年余の間、その税収割合はほぼ変わっていない。税収シェアが二番目と三番目の売上税と法人所得税は、2000 年度から 2012 年度にそれぞれ 24.5%から 21.2%、9.4%から 7.6%へと割合をや

や減らしている。失業保険税とライセンス・タックスは逆にこの期間に5.4%から7.5%、3.8%から6.0%へとそれぞれ少しウェイトを高めた。その他の税収割合の小さな税目を含めて、全体としては税収構成に大幅な変化はみとめられない。このように2000年度以降、州・地方税の企業負担はその規模と内容においてほぼ安定して推移してきている。

表1 州・地方企業課税の税収(2012年度)

	2012年度 十億ドル	構成比 %	2011年度 十億ドル	2011-12 増減率%	増減 寄与率%
州・地方税計	648.8	100.0	624.4	3.9	100.0
財産税	228.7	35.2	228.4	0.1	0.9
売上税等	137.4	21.2	133.2	3.1	16.8
法人所得税	49.2	7.6	49.2	0.1	0.2
失業保険者	48.4	7.5	41.2	17.5	33.5
ライセンス・タックス	39.1	6.0	36.2	8.0	12.4
個別消費税	35.1	5.4	34.8	0.6	0.8
個人事業所得税	34.1	5.3	30.0	13.7	18.5
公益事業税	27.0	4.2	27.4	-1.3	-1.4
採取・生産税	18.9	2.9	14.6	28.9	21.6
保険会社税	17.6	2.7	17.2	2.0	1.4
その他	13.3	2.0	12.0	10.7	5.6
州税	351.4	100.0	100.0	5.8	100.0
売上税・利用税	105.0	29.9	101.9	3.1	16.0
失業保険税	48.4	13.3	41.2	17.5	40.1
法人所得税	42.2	12.0	41.8	0.8	1.7
個人所得税	30.8	8.8	27.6	11.6	17.6
個別消費税	29.6	8.4	29.6	0.0	0.0
ライセンス・タックス	26.8	7.6	25.6	4.9	6.4
採取・生産税	18.8	5.3	14.5	29.0	26.5
保険会社税	16.7	4.8	16.5	1.4	1.2
公益事業税	14.8	4.2	14.9	-1.6	-1.2
財産税	8.7	2.5	9.2	-5.7	-2.5
その他の企業税	9.7	2.8	9.3	4.3	2.1
地方税	297.3	100.0	292.3	1.7	100.0
財産税	220.1	74.0	219.2	0.4	17.4
売上税等	32.3	10.9	331.4	3.0	19.2
公益事業税	12.3	4.1	12.5	-1.7	-4.1
個別消費税	5.4	1.8	5.2	4.0	4.2
その他企業税	27.3	9.2	24.0	13.6	73.6

出所：COST, *Total State and Local Business Taxes*, p.3, p.7.

原資料は U.S. Census Bureau, *State and Local Government Finances*.

表 2 州・地方税企業負担分の推移

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
財産税 (企業資産分)	十億ドル	136.8	142.6	152.9	160.9	169.7	176.6	187.9	218.0	222.0	229.6	230.2	228.4
	構成比%	35.5	35.7	37.7	37.6	36.6	34.9	34.3	36.2	35.9	38.4	39.0	36.6
売上税・利用税	十億ドル	94.4	97.6	97.9	100.9	107.3	115.2	123.8	131.7	134.6	128.6	125.3	132.4
	構成比%	24.5	24.5	24.2	23.6	23.1	22.8	22.6	21.8	21.8	21.5	21.2	21.7
法人所得税	十億ドル	36.1	35.4	28.2	31.5	33.7	43.1	52.9	60.6	58.8	47.9	42.9	49.2
	構成比%	9.4	8.9	7.0	7.4	7.3	8.5	9.6	10.0	9.5	8.0	7.3	7.9
失業保険企業拠出	十億ドル	20.9	20.8	21.0	23.9	31.9	35.5	36.4	35.8	32.5	31.4	32.4	41.2
	構成比%	5.4	5.2	5.2	5.6	6.9	7.0	6.6	5.9	5.3	5.3	5.5	6.6
ライセンズ・タックス	十億ドル	14.8	15.0	17.0	16.8	18.9	29.5	32.9	34.0	36.6	35.8	34.7	36.2
	構成比%	3.8	3.8	4.2	3.9	4.1	5.8	6.0	5.6	5.9	6.0	5.9	6.0
個別消費税	十億ドル	20.1	20.2	20.8	21.9	23.4	23.9	25.1	28.5	29.8	28.5	30.1	34.7
	構成比%	5.2	5.1	5.1	5.1	5.0	4.7	4.6	4.7	4.8	4.8	5.1	5.6
公益事業税	十億ドル	17.7	17.9	20.3	21.2	21.3	22.6	23.6	27.1	28.2	28.7	28.5	27.4
	構成比%	4.6	4.5	5.0	5.0	4.6	4.5	4.3	4.5	4.6	4.8	4.8	4.4
個人所得税	十億ドル	18.7	20.3	18.5	18.5	21.4	25.9	28.7	29.3	31.4	27.9	26.7	30.0
	構成比%	4.8	5.1	4.6	4.3	4.6	5.1	5.2	4.9	5.1	4.7	4.5	4.8
採取・生産税	十億ドル	4.4	6.4	4.2	5.3	6.4	8.2	10.7	11.1	17.9	13.5	11.3	14.8
	構成比%	1.1	1.6	1.0	1.2	1.4	1.6	2.0	1.8	2.9	2.3	1.9	2.4
保険会社税	十億ドル	9.8	10.3	11.2	12.6	14.0	14.9	15.6	16.1	16.5	15.7	16.5	17.2
	構成比%	2.5	2.6	2.8	2.9	3.0	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6	2.8	2.8
その他の企業税	十億ドル	12.1	12.5	13.2	14.2	15.5	10.7	10.9	10.8	10.0	9.3	11.1	12.0
	構成比%	3.1	3.1	3.3	3.3	3.3	2.1	2.0	1.8	1.6	1.6	1.9	2.0
企業課税総額	十億ドル	385.7	399.0	405.2	427.6	463.5	506.1	548.5	603.0	618.2	597.2	590.8	648.8
	構成比%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
州・地方税取	十億ドル	872.4	914.1	905.1	939.0	1,010.5	1,098.5	1,205.7	1,283.3	1,329.6	1,277.6	1,270.9	1,338.4
	%	44.2	43.6	44.8	45.5	45.9	46.1	45.5	47.0	46.5	46.7	46.5	46.7
企業税/GDP	%	3.7	3.8	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.1	3.9	4.0
	十億ドル	10,289.7	10,625.3	10,980.2	11,512.2	12,277.0	13,095.4	13,857.9	14,480.3	14,720.3	14,417.9	14,968.3	15,533.8

出所：Earnst & Young LLP and the Council of State Taxation, *Total State and Local Business Taxes; State-by-state Estimates for FY 2012*, p.21, table A-2 より作成。原資料は U.S. Census Bureau, *State and Local Government Finances*.

3 各州の州・地方税収構造における企業課税の位置

次に、各州が税収のどれほどを企業課税に依存しているのかをみておこう。表3の(1)～(3)欄に示すように、2012年度の全米平均では、州・地方税全体については税収の45.2%が企業負担によるものである⁵⁾。州税では41.4%、地方税では50.8%で、地方税における企業課税の税収ウェイトが州税のそれより10%ポイント高くなっている。地方税における企業負担の割合が州税のそれより大きいのは、州税が家計によって負担される個人所得税への税収依存が強いのに対し、地方税では税収の約7割を占める地方財産税の52%が企業によって負担されていることが主な原因である。

州・地方税全体の企業課税への依存度が高い州は、アラスカの89.7%、ノースダコタの73.5%、ワイオミングの73.2%、テキサスの61.5%、ルイジアナの60.7%などで、依存度が低い州はコネチカットとメリーランドの30.4%、ミシガンの35.9%、ノースカロライナの36.5%などである。次に、州税で企業課税への税収依存が強い州はアラスカの95.8%、ノースダコタの77.2%、ワイオミングの74.1%、テキサスの60.2%などで、税収依存が低いのはバージニアの27.5%、インディアナの31.5%、オレゴンの32.0%、サウスカロライナの32.6%、ジョージアとユタの32.8%などとなっている。また、地方税の企業課税の税収ウェイトの高い州はウェストバージニアの78.9%、バーモント75.0%、ミシシッピ74.1%、ルイジアナ71.6%、サウスカロライナ67.2%などで、低い州はメリーランドの23.4%、コネチカットの24.2%、オハイオの35.5%、ニューハンプシャーの35.7%などである。

このように企業課税への税収依存の割合は、その高い州と低い州で大きな差異がある。しかし、図1に示すように、州・地方税では40%台が23州で全体の45.1%が集中し、50%台の12州の23.5%、30%台の11州の21.6%を加える

5) わが国における企業の地方税負担については、(財)企業活力研究所『企業の地方税負担に関する調査研究報告書』(2012)は、2009(平成21)年度の地方税収に占める企業負担の地方税(法人事業税及び法人住民税、固定資産税、事業所税)の税収の割合は30.5%で、道府県税については27.5%、市町村税は27.5%であると試算している。また、野村総合研究所『平成24年度企業の地方税負担等に関する調査報告書』(2015)によれば、2010(平成22)年度における地方税の企業負担の税収割合は27.9%で、道府県税では25.3%、市町村税は30.1%である。

表 3 州・地方税における企業負担分の割合及び企業課税実効税率 (2012 年度)

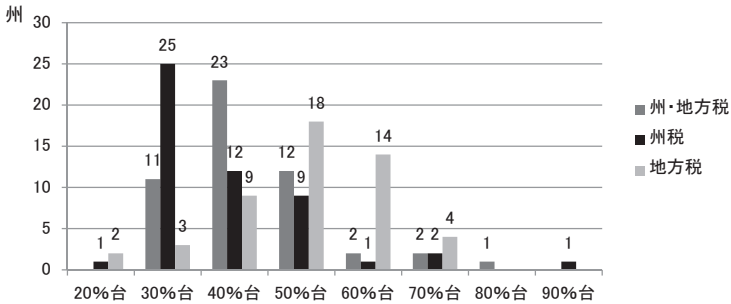
	(1) 州・地方税			(2) 州税			(3) 地方税			(4) 企業課税 の実効税率	
	①企業負担 十億ドル	②税収総額 十億ドル	③企業負担 割合 %	①企業負担 十億ドル	②税収総額 十億ドル	③企業負担 割合 %	①企業負担 十億ドル	②税収総額 十億ドル	③企業負担 割合 %	④企業課税 の実効税率 %	
ニューイングランド	5.3	13.9	42.5	3.2	8.9	41.4	2.0	5.0	48.6	5.2	
コネチカット	7.7	25.3	30.4	5.5	16.2	34.0	2.2	9.1	24.2	3.6	
メイン	3.0	6.2	48.4	1.4	4.0	35.0	1.5	2.3	65.2	6.6	
マサチューセッツ	14.6	38.0	38.4	8.5	24.7	34.4	6.1	13.2	46.2	4.1	
ニューハンプシャー	2.4	5.3	45.3	1.4	2.4	58.3	1.0	2.8	35.7	4.2	
ロードアイランド	2.3	5.2	44.2	1.2	3.1	38.7	1.0	2.2	45.5	5.2	
バーモント	1.6	3.3	48.5	1.4	2.9	48.3	0.3	0.4	75.0	7.3	
中東部	21.1	51.6	43.4	10.9	28.2	43.3	10.2	23.5	40.3	4.7	
デラウェア	2.2	4.3	51.2	1.8	3.5	51.4	0.4	0.8	50.0	3.6	
DC	3.6	6.4	56.3	3.6	6.4	56.3	—	—	—	5.0	
メリーランド	9.8	32.2	30.4	6.5	18.1	35.9	3.3	14.1	23.4	4.0	
ニュージャージー	20.8	54.1	38.4	12.0	30.3	39.6	8.8	23.8	37.0	4.8	
ニューヨーク	65.2	152.3	42.8	26.9	74.8	36.0	38.3	77.5	49.4	6.2	
ペンシルバニア	24.9	60.4	41.2	14.6	35.9	40.7	10.2	24.5	41.6	4.7	
五大湖地方	17.0	41.9	40.0	9.4	25.0	36.8	7.6	16.9	45.1	4.4	
イリノイ	30.8	67.9	45.4	15.9	39.3	40.5	14.8	28.6	51.7	5.0	
インディアナ	10.7	26.8	39.9	5.2	16.5	31.5	5.6	10.3	54.4	4.2	
ミシガン	14.1	39.3	35.9	8.6	25.8	33.3	5.4	13.5	40.0	4.0	
オハイオ	19.2	49.5	38.8	11.4	27.5	41.5	7.8	22.0	35.5	4.4	
ウィスコンシン	10.4	25.9	40.2	5.9	15.9	37.1	4.4	10.0	44.0	4.5	
大平原諸州	6.2	13.5	50.7	3.7	8.8	46.1	2.6	4.7	57.4	5.9	
アイオワ	6.3	13.8	45.7	3.2	8.5	37.6	3.2	5.3	60.4	4.7	
カンザス	6.1	13.0	46.9	3.0	7.8	38.5	3.0	5.1	58.8	5.3	
ミネソタ	11.9	29.1	40.9	8.3	21.8	38.1	3.6	7.2	50.0	4.6	
ミズーリ	8.6	20.5	42.0	3.9	11.5	33.9	4.7	9.0	52.2	3.9	
ネブラスカ	4.0	8.4	47.6	1.9	4.6	41.3	2.1	3.8	55.3	4.8	
ノースダコタ	5.0	6.8	73.5	4.4	5.7	77.2	0.7	1.1	63.6	13.3	
サウスダコタ	1.7	2.9	58.6	0.9	1.6	56.3	0.8	1.3	61.5	4.6	
南東部	11.0	23.5	46.8	5.6	14.0	40.2	5.4	9.5	58.3	4.8	
アラバマ	7.0	15.0	46.7	4.2	9.6	43.8	2.9	5.4	53.7	4.9	

アーカンソー	4.2	10.6	39.6	3.4	8.7	39.1	0.8	1.9	42.1	4.5
アリゾナ	37.2	68.8	54.1	16.6	34.9	47.6	20.6	33.9	60.8	5.6
ジョージア	13.9	32.9	42.2	5.7	17.4	32.8	8.3	15.5	53.5	3.8
ケンタッキー	7.0	15.7	44.6	4.5	11.0	40.9	2.5	4.7	53.2	5.0
ルイジアナ	10.5	17.3	60.7	4.7	9.2	51.1	5.8	8.1	71.6	4.6
ミシシッピ	5.0	9.9	50.5	3.0	7.2	41.7	2.0	2.7	74.1	6.2
ノースカロライナ	12.7	34.8	36.5	8.1	23.7	34.2	4.6	11.1	41.4	3.3
サウスカロライナ	6.9	14.6	47.3	2.8	8.6	32.6	4.1	6.1	67.2	5.0
テネシー	10.6	20.9	50.7	6.6	12.7	52.0	4.0	8.1	49.4	4.4
バージニア	13.2	33.6	39.3	5.2	18.9	27.5	8.0	14.8	54.1	3.8
ウェストバージニア	3.7	7.5	49.3	2.2	5.6	39.3	1.5	1.9	78.9	6.4
南西部	21.7	37.0	55.2	11.0	19.8	51.8	10.7	17.2	60.5	5.6
アリゾナ	12.0	23.5	51.1	5.9	13.4	44.0	6.1	10.1	60.4	5.2
ニューメキシコ	4.3	7.7	55.8	2.9	5.3	54.7	1.4	2.4	58.3	6.5
オクラホマ	7.4	14.1	52.5	4.5	9.3	48.4	2.9	4.8	60.4	5.6
テキサス	63.1	102.6	61.5	30.8	51.2	60.2	32.3	51.4	62.8	5.2
ロッキー山脈地方	4.6	9.2	52.0	2.2	5.3	45.8	2.4	4.0	62.2	5.6
コロラド	11.7	23.8	49.2	4.3	11.2	38.4	7.4	12.6	58.7	5.0
アイダホ	2.3	5.1	45.1	1.4	3.7	37.8	0.9	1.4	64.3	4.5
モンタナ	1.9	3.7	51.4	1.2	2.6	46.2	0.7	1.1	63.6	5.9
ユタ	3.9	9.5	41.1	2.0	6.1	32.8	1.9	3.3	57.6	3.6
ワイオミング	3.0	4.1	73.2	2.0	2.7	74.1	1.0	1.5	66.7	9.1
極西部	20.1	43.6	53.3	11.9	27.9	51.0	8.1	15.7	56.2	7.1
アラスカ	7.8	8.7	89.7	6.9	7.2	95.8	0.9	1.4	64.3	17.9
ハワイ	80.5	187.4	43.0	45.4	118.6	38.3	35.1	68.8	51.0	4.5
ハワイ	3.2	7.7	41.6	2.0	5.8	34.5	1.2	1.9	63.2	6.3
ネバダ	6.1	11.7	52.1	3.6	7.2	50.0	2.5	4.5	55.6	5.1
オレゴン	6.3	15.9	39.6	3.1	9.7	32.0	3.2	6.2	51.6	3.6
ワシントン	16.4	30.4	53.9	10.6	19.1	55.5	5.8	11.3	51.3	5.3
全米	648.8	1,434.2	45.2	351.4	849.2	41.4	297.3	585.0	50.8	4.8

注：企業課税の実効税率は、企業課税の税収総額を州内総生産額の民間部門分で除した比率。
 出所：Earnst & Young LLP and the Council of State Taxation, *Total State and Local Business Taxes; State-by-state Estimates for FY 2012*, p.12, table 5 より作成。原資料は U.S. Census Bureau, *State and Local Government Finances*.

と全体の 9 割が 30～50%台の範囲に集まっている。また、州税では 30%台の州が 25 州で 49.0%と半分を占め、40%台の 12 州 23.5%、50%台の 17.6%が続き、地方税では 50%台が 18 州 36.0%、60%台が 14 州 28.0%、40%台が 9 州 18.0%である。したがって、税収に占める企業課税の割合には州によって格差が存在するが、ばらつきが非常に大きいということはない。

図 1 州・地方税の税収に企業負担分が占める割合の州数



資料：表 1 に同じ

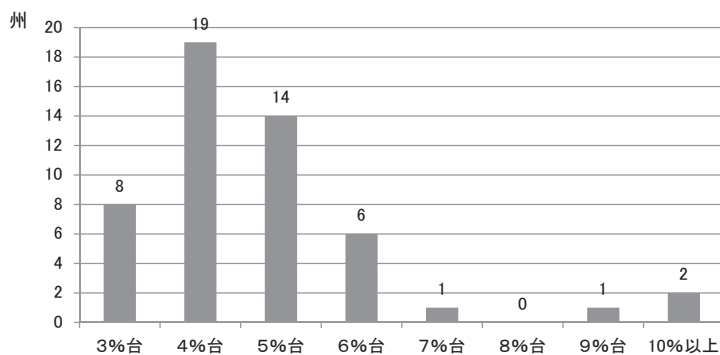
4 州・地域別に見た企業の州・地方税負担水準

次に、州別に企業の州・地方税の負担水準についてみてみよう。各州の州・地方税の負担水準を比較するために、表 2 の (4) 欄では企業負担の州・地方税の、民間部門の州内総生産（州内総生産から公共部門生産額を除いたもの）に対する比率を地域別に示している。EY and COST (2012) ではこの数値を企業税の実効税率（Total Effective Business Tax Rate、TEBTR）と呼び、2012 年度の実効税率の全米平均を 4.8%と推計している。企業負担の州・地方税の実効税率が最も高い（企業負担が重い）のはアラスカの 17.9%で、ノースダコタの 13.3%、ワイオミングの 9.1%、バーモントの 7.3%と続く。逆に実効税率が低い（企業負担が軽い）のは、ノースカロライナが 3.3%で最も低く、コネチカット、デラウェア、ユタ、オレゴンがそれぞれ 3.6%、ジョージア、バージニアが各 3.8%、ミズーリが 3.9%などとなっている。

実効税率の最大値と最小値には 5 倍以上の乖離があるが、その実際の分布

は、図2に示すように、4%台が最も多く19州で(全体の)37.3%、次に多いのが5%台の14州で27.5%、以下、3%台の8州15.7%、6%台の6州11.8%と続き、7%台、9%台、13%台、17%台がそれぞれ1州2.0%である。このように4~5%台に6割以上の州が集中し、3%台の州を含めると全体の8割に達している。したがって、州間で企業の税負担の水準の格差は存在するものの、それは必ずしも大きいとはいえない。

図2 企業課税の実効税率(企業負担の州・地方税収/州内総生産)の州数分



資料：表1に同じ

地域別の平均では⁶⁾、極西部の7.1%、大平原諸州の5.9%、南西部、ロッキー山脈地方の5.6%、ニューイングランドの5.2%が全米平均を上回っている。ただし、これは、南西部を除き、極西部ではアラスカ、大平原諸州ではノースダコタ、ロッキー山脈地方ではワイオミング、ニューイングランドではバーモントというように、特定の州の実効税率が高いことの影響が大きい。したがって、それら(実効税率の高い州)を除いた地域平均では、極西部以外では、実効税率は全米平均を下回る。なお、南西部と極西部では全体として実効税率の高い州が多く、比較的、企業負担の重い地域といえる。

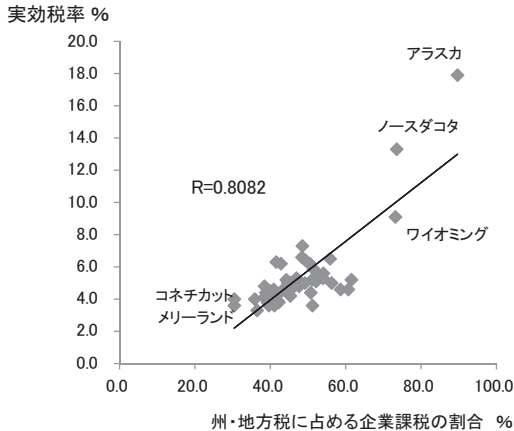
実効税率の高低と、さきに見た州・地方税の企業負担への依存度との間には何らかの関係があるのだろうか。図3は各州の値をプロットしたものであ

6) 地域区分はアメリカ合衆国商務省経済分析局(U.S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis)による区分を用いた。

るが、相関係数は 0.8082 で両者間に強い相関関係が存在すること、すなわち、実効税率で測った企業の州・地方税の負担水準が高い（低い）州では税収の企業課税への依存が強い（弱い）という関係が示される。

こうした一般的な（相関）関係とは別に、各州の個別の事情にも留意せねばならない。例えば、テキサスでは実効税率は 5.2%と全米平均 4.8%の 1.1 倍弱にすぎないが、企業課税への税収依存度が 61.5%と全米平均 45.2%の 1.4 倍とかなり高い。これはテキサスでは州税及び地方税として個人所得税が存在せず、その分、企業課税への依存を強めなければならないという州・地方税制度の特徴を反映している。また、デラウェアの実効税率は 3.6%と全米平均を 25%も下回っているが、税収依存度が全米平均を 13%ほど上回る。これは同州では非法人の事業者が多く、法人のライセンス・タックスでより多くの税収を調達する必要があることの影響である。このように個々の州の租税制度が異なることをふまえた上で、企業の負担水準と企業課税のウェイトを理解せねばならない。

図 3 実効税率と州・地方税における企業負担の割合



ところで、実効税率は企業の州・地方税の負担水準を示す有用な指標であるが、留意しておかねばならないことがある。まず、前述のようにアラスカやノースダコタ、ワイオミングのように実効税率が著しく高い州があるが、これ

はこれらの州において石油や天然ガス、石炭、金属鉱石その他の鉱物や立木、木材などの天然資源を採掘・採取、生産する特権に対して課される採取・生産税 (Severance/production taxes) の税収が多いことを反映している⁷⁾。採取・生産税の税収は、各州の企業に課される州・地方税の税収構成を示す表 4 においてライセンス・タックスその他の項目に含まれているが、その税収割合はアラスカで 75.6%、ノースダコタで 66.0%、ワイオミングで 36.7% と大きい。ちなみに、州税のみであるが、アラスカでは 2012 年度の州税総額 70.5 億ドルに対し採取・生産税石油生産税の税収は 57.9 億ドルで全体の 82.1% にも達する⁸⁾。同じく、ノースダコタでは州税総額 56.2 億ドルの 56.8% の 31.9 億ドルが、ワイオミングでは州税総額 25.5 億ドルの 38.0% の 9.7 億ドルが、それぞれ採取・生産税であった。このように、これらの州で企業課税の実効税率が非常に高いのは、税収の大きな割合を占める採取・生産税の負担によるところが大きい。採取・生産税は天然資源が州外に移出される際に課税され、実際には州内の企業ではなくは州外の消費者（企業）に転嫁される⁹⁾。したがって、実効税率が高いことがそのまま企業の負担が重いことを意味するわけではない。

他方、実効税率が低い州においても、その企業課税の税収構成に注意せねばならない。例えば、インディアナは実効税率が 4.2% と低いが、表 4 に示すように、州・地方企業税収に占める財産税の割合が 47.7% とほぼ半分に達している。財産税はわが国の固定資産税と同じく土地や建物のほか、設備・機械などの償却資産等を課税客体としている。すなわち企業の資本設備も課税の対象となる¹⁰⁾。したがってその負担は資本集約型の製造業にとって重く、労働集約型のサービス産業などには軽くなるので、財産税の税収の比重が高いというこ

7) 採取・生産税は石油や天然ガス、鉱物、木材などの天然資源の採掘や採取、生産に係る権利や取引に賦課される種々の税の総称である。

8) U.S. Census Bureau, *State and Local Government Finance* による。

9) 州税の州外への転嫁に関しては、Robert Cline, Andrew Phillips, Joo Mi Kim and Tom Neubig (2010) “The Economic Incidence of Additional State Business Taxes,” *State Tax Notes*, 参照。

10) 一部の動産や無形資産を課税客体とする州もある。

表 4 各州の州・地方企業課税の税収と構成比 (2012 年度)

	財産税		売上税		個別消費税		法人所得税		失業保険税		個人所得税		ライセンズ・タックスその他		企業税総額		
	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	十億 ドル	%	総額 (A)
ニュージャージー	2.1	43.9	0.9	12.3	0.6	13.5	0.6	9.9	0.6	8.9	0.4	5.9	0.3	5.8	5.3	5.3	100.0
コネチカット	2.1	27.3	1.8	23.4	1.2	15.6	0.6	7.8	0.8	10.4	0.8	10.4	0.3	3.9	7.7	7.7	100.0
メイン	1.5	50.0	0.4	13.3	0.3	10.0	0.2	6.7	0.2	6.7	0.2	6.7	0.2	6.7	3.0	6.7	100.0
マサチューセッツ	5.9	40.4	2.0	13.7	1.0	6.8	2.0	13.7	1.9	13.0	1.1	7.5	0.8	5.5	14.6	14.6	100.0
ニュージャージー	1.1	45.8	0.0	0.0	0.4	16.7	0.5	20.8	0.2	8.3	0.0	0.0	0.2	8.3	2.4	2.4	100.0
ロードアイランド	1.0	43.5	0.4	17.4	0.3	13.0	0.1	4.3	0.2	8.7	0.1	4.3	0.1	4.3	2.3	2.3	100.0
バーモント	0.9	56.3	0.1	6.3	0.3	18.8	0.1	6.3	0.1	6.3	0.1	6.3	0.1	6.3	1.6	1.6	100.0
中東部	7.1	31.8	4.5	12.8	2.5	13.0	2.8	11.4	1.7	8.5	1.7	7.4	1.6	14.5	21.1	21.1	100.0
デラウェア	0.3	13.6	0.0	0.0	0.2	9.1	0.3	13.6	0.1	4.5	0.1	4.5	1.1	50.0	2.2	2.2	100.0
DC	1.7	47.2	0.3	8.3	0.5	13.9	0.4	11.1	0.2	5.6	0.3	8.3	0.2	5.6	3.6	3.6	100.0
メリーランド	2.4	24.5	1.7	17.3	2.0	20.4	0.9	9.2	1.0	10.2	1.0	10.2	0.9	9.2	9.8	9.8	100.0
ニュージャージー	8.5	40.9	3.2	15.4	2.1	10.1	1.9	9.1	2.8	13.5	1.1	5.3	1.1	5.3	20.8	20.8	100.0
ニューヨーク	21.7	33.3	13.3	20.4	6.7	10.3	10.9	16.7	3.2	4.9	6.3	9.7	3.2	4.9	65.2	65.2	100.0
ペンシルバニア	7.8	31.3	3.8	15.3	3.5	14.1	2.2	8.8	3.0	12.0	1.6	6.4	3.0	12.0	24.9	24.9	100.0
五大湖地方	6.6	39.9	3.1	18.8	2.1	11.2	1.3	7.0	1.6	9.8	1.0	5.7	1.4	7.6	17.0	17.0	100.0
イリノイ	12.1	39.3	4.2	13.6	4.9	15.9	3.5	11.4	2.9	9.4	1.5	4.9	1.7	5.5	30.8	30.8	100.0
インディアナ	5.1	47.7	2.1	19.6	0.8	7.5	1.0	9.3	0.8	7.5	0.7	6.5	0.3	2.8	10.7	10.7	100.0
ミシガン	5.9	41.8	3.1	22.0	1.2	8.5	0.6	4.3	1.8	12.8	0.6	4.3	0.8	5.7	14.1	14.1	100.0
オハイオ	5.8	30.2	4.3	22.4	2.6	13.5	0.3	1.6	1.5	7.8	1.4	7.3	3.3	17.2	19.2	19.2	100.0
ウィスコンシン	4.2	40.4	1.7	16.3	1.1	10.6	0.9	8.7	1.2	11.5	0.6	5.8	0.7	6.7	10.4	10.4	100.0
大平原諸州	2.1	33.6	1.4	23.3	0.6	9.1	0.4	5.7	0.5	6.2	0.5	5.6	0.9	16.2	6.2	6.2	100.0
アイオワ	2.8	44.4	1.2	19.0	0.3	4.8	0.4	6.3	0.7	11.1	0.6	9.5	0.4	6.3	6.3	6.3	100.0
カンザス	2.4	39.3	1.7	27.9	0.5	8.2	0.3	4.9	0.4	6.6	0.4	6.6	0.3	4.9	6.1	6.1	100.0
ミネソタ	3.7	31.1	2.2	18.5	2.0	16.8	1.1	9.2	1.3	10.9	0.8	6.7	0.8	6.7	11.9	11.9	100.0
ミズーリ	3.0	34.9	2.4	27.9	0.7	8.1	0.4	4.7	0.7	8.1	0.6	7.0	0.9	10.5	8.6	8.6	100.0
ネブラスカ	1.6	40.0	0.9	22.5	0.4	10.0	0.2	5.0	0.2	5.0	0.3	7.5	0.3	7.5	4.0	4.0	100.0
ノースダコタ	0.5	10.0	0.6	12.0	0.2	4.0	0.2	4.0	0.1	2.0	0.1	2.0	0.1	2.0	3.3	3.3	100.0
サウスダコタ	0.6	35.3	0.6	35.3	0.2	11.8	0.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	11.8	1.7	1.7	100.0

南東部	3.9	33.2	2.5	22.6	1.7	15.0	0.7	6.9	0.7	6.3	0.4	4.6	1.1	11.6	11.0	100.0
アラバマ	1.7	24.3	1.4	20.0	1.6	22.9	0.4	5.7	0.5	7.1	0.3	4.3	1.1	15.7	7.0	100.0
アーカンソー	1.1	26.2	1.2	28.6	0.5	11.9	0.4	9.5	0.4	9.5	0.3	7.1	0.3	7.1	4.2	100.0
フロリダ	16.0	43.0	7.1	19.1	7.6	20.4	2.0	5.4	1.9	5.1		0.0	2.5	6.7	37.2	100.0
ジョージア	5.7	41.0	4.0	28.8	1.4	10.1	0.6	4.3	0.8	5.8	0.9	6.5	0.6	4.3	13.9	100.0
ケンタッキー	1.9	27.1	1.4	20.0	1.4	20.0	0.7	10.0	0.5	7.1	0.5	7.1	0.7	10.0	7.0	100.0
ルイジアナ	2.7	25.7	4.5	42.9	1.0	9.5	0.3	2.9	0.2	1.9	0.3	2.9	1.4	13.3	10.5	100.0
ミシシッピ	1.9	38.0	1.1	22.0	0.6	12.0	0.4	8.0	0.3	6.0	0.2	4.0	0.5	10.0	5.0	100.0
ノースカロライナ	3.6	28.3	2.9	22.8	1.9	15.0	1.2	9.4	1.0	7.9	1.0	7.9	1.1	8.7	12.7	100.0
サウスカロライナ	3.2	46.4	1.1	15.9	0.7	10.1	0.3	4.3	0.5	7.2	0.3	4.3	0.9	13.0	6.9	100.0
テネシー	2.8	26.4	3.0	28.3	1.4	13.2	1.2	11.3	0.8	7.5	0.0	0.0	1.4	13.2	10.6	100.0
バージニア	5.5	41.7	1.6	12.1	2.1	15.9	0.8	6.1	0.7	5.3	0.7	5.3	1.7	12.9	13.2	100.0
ウェストバージニア	1.1	29.7	0.4	10.8	0.7	18.9	0.2	5.4	0.2	5.4	0.2	5.4	0.9	24.3	3.7	100.0
南西部	8.5	29.6	6.1	32.3	2.3	9.8	0.4	4.3	0.9	4.7	0.3	2.9	3.3	15.0	21.7	100.0
アリゾナ	4.7	39.2	4.2	35.0	1.1	9.2	0.6	5.0	0.4	3.3	0.3	2.5	0.5	4.2	12.0	100.0
ニューメキシコ	0.7	16.3	1.6	37.2	0.4	9.3	0.3	7.0	0.2	4.7	0.1	2.3	0.9	20.9	4.3	100.0
オクラホマ	1.5	20.3	2.3	31.1	0.7	9.5	0.4	5.4	0.5	6.8	0.5	6.8	1.4	18.9	7.4	100.0
テキサス	26.9	42.6	16.4	26.0	7.1	11.3		0.0	2.6	4.1		0.0	10.2	16.2	63.1	100.0
ロッキー山脈地方	1.8	38.6	1.2	16.2	0.4	9.1	0.3	5.2	0.4	8.5	0.3	5.5	0.6	17.2	4.6	100.0
コロラド	5.1	43.6	2.8	23.9	0.9	7.7	0.5	4.3	0.9	7.7	0.7	6.0	0.8	6.8	11.7	100.0
アイダホ	0.8	34.8	0.3	13.0	0.2	8.7	0.2	8.7	0.3	13.0	0.2	8.7	0.2	8.7	2.3	100.0
モンタナ	0.8	42.1		0.0	0.2	10.5	0.1	5.3	0.2	10.5	0.1	5.3	0.5	26.3	1.9	100.0
ユタ	1.4	35.9	0.8	20.5	0.6	15.4	0.3	7.7	0.3	7.7	0.3	7.7	0.3	7.7	3.9	100.0
ワイオミング	1.1	36.7	0.7	23.3	0.1	3.3		0.0	0.1	3.3		0.0	1.1	36.7	3.0	100.0
極西部	6.0	27.3	6.6	20.0	2.4	12.6	2.3	5.0	1.6	8.5	2.4	3.4	3.0	22.7	20.1	100.0
アラスカ	0.9	11.5		0.0	0.1	1.3	0.7	9.0	0.2	2.6		0.0	5.9	75.6	7.8	100.0
カリフォルニア	25.7	31.9	16.4	20.4	9.2	11.4	7.9	9.8	6.2	7.7	6.4	8.0	8.6	10.7	80.5	100.0
ハワイ	0.9	28.1	0.9	28.1	0.6	18.8	0.1	3.1	0.3	9.4	0.1	3.1	0.2	6.3	3.2	100.0
ネバダ	1.8	29.5	1.6	26.2	0.9	14.8		0.0	0.4	6.6		0.0	1.4	23.0	6.1	100.0
オレゴン	2.4	38.1		0.0	0.9	14.3	0.5	7.9	1.0	15.9	0.6	9.5	0.9	14.3	6.3	100.0
ワシントン	4.0	24.4	7.4	45.1	2.5	15.2		0.0	1.5	9.1		0.0	1.0	6.1	16.4	100.0
全米	22.87	35.2	137.4	21.2	79.7	12.3	49.2	7.6	48.4	7.5	34.1	5.3	71.3	11.0	648.8	100.0

注：空欄はその州が当該税を課税していないことを示す。
出所：COST, Total Stateand Local Business Taxes, FY 2012, p.12, Table5. 原資料は U.S.Census Bureau, Stateand Local Government Finance.

とは産業間、業種間での企業負担の歪みが大きくなり、また個々の州の産業構造を反映して企業の負担水準、負担構造に影響する。無論、財産税への依存が強ければ製造業の立地・誘致に不利となる。

同様の影響は企業の資本財購入にも課税される売上税や個別消費税でも生じうる。インディアナの場合、売上税の税収ウェイトは 19.6%、個別消費税の 7.5%であり、財産税と合わせると企業負担の州・地方税全体の 75%にも及んでいる。インディアナのほか実効税率が低いが財産税や売上税などのウェイトの高い州はウィスコンシン、アイオワ、バージニアなどであり、その数自体は多くないが、これらのケースは企業の負担を論ずる際に、州税や地方税の租税構造も重要な意味を有することを示している。

5 各州における企業の受益と負担

アメリカにおいても州・地方税の企業課税についてわが国と同様に応益課税の考え方が存在する。シカゴ連邦準備銀行が 2007 年 9 月に開催した州企業改革に関する産業界・政府・有識者会議 (The Future State Business Tax Reforms: Perspectives from the Business, Government and Academic Communities Conference) における Richard H. Mattoon と William A. Testa の報告 “How Closely Do Business Taxes Conform the Benefit Principle?” は州・地方政府の支出を一定の基準に基づいて企業対象のものと家計対象のものに区分し、企業の受益額を推計した結果を明らかにした。企業の受益に含まれるのは輸送、上下水道、警察、消防、一般行政 (議会、司法、総務など)、利益保護、規制などの支出の一部であるが、分類や試算の方法等は基本的に Oakland and Testa (1996) に依拠している。

EY and COST (2012) はこれらの先行研究に基づき 2012 年度における企業の州・地方政府の公共サービス支出からの受益と州・地方税負担の比較を行っている。企業の受益額は使用料・手数料などの税外収入による支出額を控除し、さらに州支出と地方支出の重複を調整した州・地方支出純計額を算出し、Oakland and Testa (1996) の分割基準を用いて企業の受益額が推計される。2012 年度の州・地方支出の 49%を占める教育支出については、主として個人

の受益となるが、教育によって労働・資本の生産性が高まることや、企業独自の教育訓練コストが減少すること、犯罪の減少により警備コストや損害が減ることなど、その一部は企業の受益となる。このことから教育支出の受益が企業に帰着する割合を0%（ケースⅠ）、25%（ケースⅡ）、50%（ケースⅢ）と仮定した場合の企業受益額が試算されている。

推計の結果は表5に示すように、企業の州・地方税負担を州・地方政府からの公共サービスの受益推定額で除した、受益1ドル当たりの税負担額（負担・受益比率）は、全米平均で、教育サービスの直接的な受益がないと仮定したケースⅠでは3.1ドル、教育支出の4分の1が企業の受益になるとするケースⅡでは1.7ドル、さらに半分が企業の受益になると仮定するケースⅢでは1.2ドルであった。教育支出からの受益を多く見積もれば受益を超過する負担の度合いもかなり低くなるが、教育からの受益が企業に全く及ばないという仮定では企業は受益の約3倍の州・地方税を負担していることになる。

各州の状況を見ていくと、企業の教育支出からの受益をゼロとするケースⅠでは、ワイオミングが最も高い10.5ドルで、以下、アラスカ8.2ドル、オハイオ8.0ドル、ミシシッピ6.7ドル、デラウェアとロードアイランドとウェストバージニアが5.3ドル、オクラホマ5.2ドル、ニューハンプシャーとテキサスが5.0%と続く。前述のようにアラスカとワイオミングは天然資源の権利にかかる採取・生産税の税収が多いため企業課税への税収依存が強く、また企業の負担率も高いということ、ただし、州外への転嫁が多く州内企業の実質的な負担はそれほど大きくないということであったが、公共サービスの受益との対比でみても企業の負担が（受益の8~10倍と）、少なくとも表面的には、かなり重いことになる。また、オハイオ州以下の負担・受益比の高い州では、採取・生産税の割合は高くないので、その分、企業の実質的な負担が重いことになる。

逆に、受益1ドル当たりの負担額が少ないのはメリーランド（2.0ドル）、カリフォルニア（2.3ドル）、フロリダ（2.4ドル）、ユタ（2.5ドル）、ミズーリ、ノースカロライナ（いずれも2.6ドル）、アイダホ、オレゴン、ウィスコンシン（いずれも2.7ドル）、バージニア（2.8ドル）などである。これらの州は他州に

表 5 企業の州・地方税負担と州・地方支出の企業受益 (2012 年度)

ケース I : 州・地方教育支出の 0% が企業の受益、ケース II : 同 25%、ケース III : 同 50%

	ケース I		ケース II		ケース III		
	州・地方企業課税の税収 十億ドル	州・地方支出の 企業受益分 十億ドル	企業向け支出 1ドル当たり州・ 地方企業課税 ドル	州・地方支出の 企業受益分 十億ドル	企業向け支出 1ドル当たり州・ 地方企業課税 ドル	州・地方支出の 企業受益分 十億ドル	企業向け支出 1ドル当たり州・ 地方企業課税 ドル
ニュージーランド	—	—	4.3	—	2.0	—	1.3
コネチカット	7.7	2.8	2.8	5.8	1.3	8.9	0.9
メイン	3.0	0.7	4.3	1.4	2.1	2.1	1.4
マサチューセッツ	14.6	3.8	3.8	7.9	1.9	11.9	1.2
ニューハンプシャー	2.4	0.5	5.0	1.1	2.1	1.8	1.4
ロードアイランド	2.3	0.4	5.3	1.0	2.2	1.7	1.4
バーモント	1.6	0.4	4.4	0.8	2.1	1.2	1.4
中東部	—	—	3.4	—	1.8	—	—
デラウェア	2.2	0.4	5.3	0.9	2.6	1.3	1.7
DC	3.6	1.1	3.4	1.7	2.1	2.3	1.5
メリーランド	9.8	5.0	2.0	9.1	1.1	13.2	0.7
ニュージャージー	20.8	6.0	3.5	13.3	1.6	20.6	1.0
ニューヨーク	65.2	20.7	3.1	40.0	1.6	59.3	1.1
ペンシルバニア	24.9	8.0	3.1	14.9	1.7	21.7	1.1
五大湖地方	—	—	3.1	—	1.6	—	1.1
イリノイ	30.8	9.9	3.1	17.6	1.7	25.4	1.2
インディアナ	10.7	2.9	3.7	5.8	1.8	8.8	1.2
ミシガン	14.1	4.4	3.2	9.4	1.5	14.3	1.0
オハイオ	19.2	6.4	3.0	12.4	1.6	18.4	1.0
ウイスコンシン	10.4	3.8	2.7	7.0	1.5	10.2	1.0
大平原諸州	—	—	4.0	—	2.3	—	1.5
アイオワ	6.3	1.9	3.3	3.6	1.8	5.3	1.2
カンザス	6.1	1.6	3.7	3.3	1.8	5.0	1.2
ミネソタ	11.9	3.6	3.3	6.6	1.8	9.5	1.2
ミズーリ	8.6	3.3	2.6	5.9	1.5	8.5	1.0
ネブラスカ	4.0	1.3	3.2	2.4	1.7	3.6	1.1
ノースダコタ	5.0	0.6	8.0	1.0	4.9	1.4	3.5
サウスダコタ	1.7	0.4	4.0	0.7	2.3	1.0	1.6

アラバマ	—	—	—	3.8	—	—	1.7	—	—	1.2
アーカンソー	7.0	2.0	4.1	3.6	4.1	1.7	1.7	6.2	1.1	1.1
フロリダ	4.2	0.9	2.4	4.7	2.4	1.7	1.7	4.0	4.0	1.0
ジョージア	37.2	15.7	23.2	2.4	23.2	1.6	1.6	30.6	13.2	1.2
ケンタッキー	13.9	4.2	8.7	3.4	8.7	1.6	1.6	13.2	1.1	1.1
ケンタッキー	7.0	2.0	4.0	3.6	4.0	1.7	1.7	6.0	1.2	1.2
ルイジアナ	10.5	3.4	6.1	3.1	6.1	1.7	1.7	8.7	1.2	1.2
ミシシッピ	5.0	0.8	2.3	6.7	2.3	2.2	2.2	3.8	1.3	1.3
ノースカロライナ	12.7	5.0	9.7	2.6	9.7	1.3	1.3	14.4	0.9	0.9
サウスカロライナ	6.9	1.9	4.3	3.6	4.3	1.6	1.6	6.7	1.0	1.0
テネシー	10.6	3.0	5.4	3.5	5.4	2.0	2.0	7.8	1.4	1.4
バージニア	13.2	4.7	9.2	2.8	9.2	1.4	1.4	13.6	1.0	1.0
ウェストバージニア	3.7	0.7	1.7	5.3	1.7	2.2	2.2	2.7	1.4	1.4
南西部	—	—	—	4.2	—	—	—	—	—	—
アリゾナ	12.0	4.0	6.3	3.0	6.3	1.9	1.9	8.6	1.4	1.4
ニューメキシコ	4.3	1.2	2.4	3.4	2.4	1.8	1.8	3.5	1.2	1.2
オクラホマ	7.4	1.4	3.1	5.2	3.1	2.4	2.4	4.7	1.6	1.6
テキサス	63.1	12.5	27.2	5.0	27.2	2.3	2.3	41.9	1.5	1.5
ロッキーマウンテン地方	—	—	—	4.5	—	—	—	—	—	—
コロラド	11.7	4.0	6.3	2.9	6.3	1.9	1.9	8.5	1.4	1.4
アイダホ	2.3	0.9	1.5	2.7	1.5	1.6	1.6	2.1	1.1	1.1
モンタナ	1.9	0.5	0.9	3.9	0.9	2.2	2.2	1.3	1.5	1.5
ユタ	3.9	1.6	3.0	2.5	3.0	1.3	1.3	4.3	0.9	0.9
ワイオミング	3.0	0.3	0.6	10.5	0.6	4.9	4.9	0.9	3.2	3.2
極西部	—	—	—	4.0	—	—	—	—	—	—
アラスカ	7.8	0.9	1.6	8.2	1.6	4.7	4.7	2.3	3.3	3.3
カリフォルニア	80.5	35.7	59.4	2.3	59.4	1.4	1.4	83.2	1.0	1.0
ハワイ	3.1	0.9	1.7	3.6	1.7	1.9	1.9	2.5	1.3	1.3
ネバダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オレゴン	6.3	2.3	4.0	2.7	4.0	1.6	1.6	5.6	1.1	1.1
ワシントン	16.4	4.8	8.2	3.4	8.2	2.0	2.0	11.5	1.4	1.4
全米	648.8	207.1	383.6	3.1	383.6	1.7	1.7	560.0	1.2	1.2

注：企業課税の実効税率は、企業課税の税収総額を州内総生産額の民間部門分で除した比率。
 出所：Earmst & Young LLP and the Council of State Taxation, Total State and Local Business Taxes, State-by-state Estimates for FY 2012, p.12, table 5 より作成。原資料は U.S. Census Bureau, State and Local Government Finances.

比して負担・受益比が低いのが、それでも受益の 2 倍以上の負担を負っている。

州・地方教育支出の 25%が企業の受益となると仮定するケースⅡでは、受益 1 ドル当たり負担額が最も高い州はワイオミング (4.9 ドル) となり、アラスカ (4.7 ドル)、デラウェア (2.6 ドル)、オクラホマ (2.4 ドル)、サウスダコタ、テキサス (いずれも 2.3 ドル)、ミシシッピ、モンタナ、ウェストバージニア (いずれも 2.2 ドル) などが続く。ケースⅠと順番が異なっているが、これは各州での州・地方教育支出の歳出全体に占める割合の差、すなわち教育施策の違いなどを反映している。

他方、負担・受益比の低いのは、メリーランド (1.1 ドル)、コネチカット、ノースカロライナ、テキサス (いずれも 1.3 ドル)、バージニア (1.4 ドル) などの州である。メリーランドでは受益と負担がほぼ同じ水準になっている。また、企業が教育支出からの恩恵を全く受けないと仮定したケースⅠに比して、平均値を上回る州も下回る州も全体として平均値に近づいてきていることがわかる。

教育支出の受益の半分が企業に帰着するとしたケースⅢでも、ノースダコタやアラスカ、ワイオミングでは受益の 3 倍以上の負担を企業は負っている。他方、メリーランド (0.7 ドル) やコロラド、ノースカロライナ、ユタ (いずれも 0.9 ドル) と企業が負担以上の受益を得る州があるほか、受益と負担が等しい (1.0 ドル) 州もカリフォルニアやミシガン、ミズーリ、ニュージャージー、オハイオ、サウスカロライナ、バージニア、ウィスコンシンと 8 州も存在する。また、ケースⅡ以上に、州間での負担・受益比の全体的な格差は小さくなっている。

6 むすびにかえて

本稿ではアメリカにおける企業の州・地方税負担の現状を、税収構造や負担水準に焦点をあてて概観してきた。これらの指標でみた企業の州・地方税負担の違いは、各州の州・地方税の制度や租税政策の差異を反映したものであり、今後は企業負担の水準に加えてそうした制度や政策の差が個々の州や地方公共団体の競争力の違いにどのように影響しているのかをみていく必要がある。

また、EY and COST (2012) の実効税率は州内の既存の企業が現行の税制の下で負っている州・地方税の平均負担率の概念であり、州外の企業が新たにその州に立地、投資を行う際に考慮するであろう限界的な負担率のそれではない。後者の概念に基づく EY and COST (2011) の報告書を用いた分析については別の機会に行うことにしたい。

参考文献

- Cline, Robert, Phillips, Andrew, Kim, Joo Mi and Tom Neubig (2010), “The Economic Incidence of Additional State Business Taxes,” *State Tax Notes*, Vol.67, No.4, pp.105-126.
- Drenkard, Scott and Joseph Henchman (2013), “2014 State Business Tax Climate Index,” *Back Ground Paper* (Tax Foundation), No.68.
- Ernst & Young LLP and Council on State Taxation (2011), *Competitiveness of State and Local Business Taxes on New Investment: Ranking States by Tax Burden on New Investment*.
- Ernst & Young LLP and Council on State Taxation (2012), *Total State and Local Business Taxes: State-by-state Estimates for Fiscal Year 2012*.
- Mondine, Austin (2009), “Dell Cuts North Carolina Plant despite \$280m Sweetener,” *The Register*.
(http://www.theregister.co.uk/2009/10/08/dell_closing_north_carolina_plant/)
- Oakland, William H. and William A. Testa (1996), “State-Local Business Taxation and the Benefit Principle,” *Economic Perspectives* (Federal Reserve Bank of Chicago), Vol.20, No.1, pp.2-19.
- U.S. Department of Labor (2007), *Extend Mass Layoffs in the First Quarter of 2007*.